

平成 27 年度第 5 回協議会でのご意見について

1 杉山委員からの問題提起に関する主なご意見

(1) 中間素案の議論と条例制定までのスケジュールについて

- 中間素案については、一つ一つしっかりした議論をするべき。そのためにも、じっくりと時間をかけるべき。
- これから、パブリック・コメントにもかけて、市民の意見ももらいながら具体的に詰めていく時期。
- 一応目安としては、4 月にはスタートするという目標を掲げてきたので、今は方法論ではなく中身をしっかり描いていく。協議会だけではなく、市民の意見も含めてまとめていく。これまでもいろいろな事業者や当事者団体から意見を聞いてきて、いいまとめにもなっていると思うので、それを肉付けするような作業をやっていききたい。
- 障害当事者の議論も大切だが、市民も巻き込んだ議論に持っていくのがこの条例のポイント。そちらに力点を置くべき。条例を作ってからでも議論を進めていって、よりよい条例にしていけばいいのではないか。
- 表現の仕方や解釈の仕方でも変わってくるので、スケジュールを多少変更することも含めて丁寧にやった方がいい。全体のスケジュールとしては、年度内に取り決めるという目標は持ちつつ、なお足りないところをどうやって詰めていくか、協議会として考えればいい。
- 最終の目安は持っているべきだが、議論の方法論が一方方向。じっくり議論したいが、時間がないことに縛られて、あまり言うてはいけないのかなという雰囲気。みんながどう考えているのかももう少し意見交換ができると、検討したというふうに納得できるのではないか。

(2) 障害者虐待防止を条例に含めることについて

- 虐待防止については、障害者虐待防止法があるので、虐待は別問題としてとらえた方がいいと思う。
- 言葉として入れるのはいいと思うが、中身にまでは踏み込まない方がいい。福祉サービス事業所など直接支援をしている人たちがしっかり学ぶべきだと思うが、この条例では、そういうものが大事だという程度の触れ方で十分ではないか。
- 差別的な視点が虐待に発展していくということを考えると、虐待防止法はあるが、一般市民の目線で見たときに浸透しているのか。通報の義務まで広がっていないとすると、差別の意識が虐待にもつながっていくことを触れておいた方がいいのではないか。

2 中間素案に関する主なご意見

(1) 前文について

- 案の通りでいいのではないか。
- 差別の歴史的背景があってもいい。虐待の背景として差別が要因として考えられることを触れてほしい。

(2) 目的について

- 差別をなくすためには2つの大きな段階がある。1つは差別を禁止すること。2つは心の問題として偏見をなくすこと。「偏見」という言葉を入れて、気持ちや心の問題を見つめて、差別禁止ということを強調したい。

(3) 定義について

- 「障害者」の定義に関して
 - ・「相当な制限」というところに違和感を感じる。
 - ・「相当な制限」の線引きをした方がいいのではないか。
 - ・障害がある人は相当な制限があるという前提のもとにこれがかかれていると考えている。
 - ・「何らかの制限」「相応の制限」という言い方はどうか。
 - ・「障害者」の定義であって、差別に関する様々な適応の範囲を言っているのではない。障害者の定義を言っているので、それが大きい、少ないで差別解消法の適用から外れると言っているわけではない。
 - ・「相当な」というのが引っ掛かるのなら、取ればいいのではないか。
 - ・障害者の定義のところに「精神障害」と書いているが、病名としての「精神障害」の認識と、一般の人が思っている「精神障害」とは違うのではないか。
 - ・相当な制限があるということを逆に認めていかないと障害によって生きづらさがあるという表現にならないので、この表現でいいのではないか。
 - ・障害があることによって制限を受けているということで、あまりいじらないほうがいいのではないか。法律にある文章をそのまま持ってきている。
- 「不当な差別的取扱い」の定義に関して
 - ・「正当な理由なく」というのがひっかかる。いらぬのではないか。
 - ・「正当な理由」というのが入っていないと、全て受け入れるということになってしまう。弱小の中小企業も対応していかなければならないとなると、財政的な負担も出てくるため、経済活動が止まってしまうような感じがする。このままの文面でいいのではないか。

(4) 基本理念について

- 「障害者と障害者でない人」ではなく「差別をした人とされた人」という書き方をした方がいいというような意見について
 - ・「市民同士が相互理解を促進していくことが大切である」としてはどうか。
 - ・障害者基本法では「全ての人々」という書き方をしているので、「全ての市民」としてはどうか。
- 災害時における条文のところ、「～されるべき」と書いているところは「実施されること」という書き方がいいのではないか。

(5) 市・事業者・市民の責務や役割について

- 市、事業者、市民の責務や役割について、それぞれにおいて、三者の関係性がわかるような表現にした方がいいのではないか。

3 その他のご意見

- 障害に係る法律からとっている文言があるのであれば、その都度教えてほしい。